○関東地方整備局告示第三百四十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年九月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

関東地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人茨城県建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	野澤　謙次、高野　浩二

(2)　変更年月日

平成二十四年九月十日

○北陸地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　南魚沼市南田中字川原五二二番二地内　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十七日

○北陸地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
かほく市高松丁一六五番三から同市木津口三三番一まで	前	七・五〇～九・五〇メートル
	後	七・六〇～一二・〇〇メートル　六・七九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　恵那市大井町字雀子ヶ根二〇八七番一九一から中津川市茄子川字津戸井一六九七番一まで　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十七日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　小島　克美

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（九月二十五日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣野田佳彦は、九月二十四日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

秋庭　進　石川　数好　岡本　保

従五位に叙する（各通）

清水　隆司　野上　宗利　岩渕　強

羽野　萬吉　松永　茂美　村浜峯三郎

持留　勝　薮谷　栄一　山崎　昇

正六位に叙する（各通）

岩橋　好夫　宇井　匡　神谷　新一

小泉　浩　小貫　壽男　島嵜　稔

高倉　一男

従六位に叙する（各通）

青木　利男　赤井　礦

永井喜代治　森谷　勇

正七位に叙する（各通）

五十嵐和男　池田　忠夫　二川　純雄

松永　勉　六車一二三

従七位に叙する（各通）（以上八月二十一日）

正四位に叙する

従七位に叙する

従四位に叙する

正八位　小田　利英

従七位　山崎　等

従五位に叙する（各通）

相方　律夫　赤羽　篤

藤田　章吾　松本　泰吾

正六位に叙する（各通）

石井　誠　岩舩　昭男　小川　昭二

小暮　保雄　坂田　次男　定岡　明義

佐藤　政基　竹澤　福治　野口　三郎

森島　清弘　山中　正明

従六位に叙する（各通）

財前　嘉允　鈴木　義人

西尾　進　松井　信雄

正七位に叙する（各通）

阿部　政秋　加藤　文二　湯浅　尚季

従七位に叙する（各通）（以上八月二十二日）

於保　睦

従五位に叙する

隅田　秀　松永　久

正六位に叙する（各通）（以上八月二十三日）

今仁　平

正五位に叙する

小関　重寿　鳥飼愛美武

従五位に叙する（各通）

従六位に叙する（以上八月二十四日）

谷野龍一郎

正四位に叙する

江木　弘三

正五位に叙する

渡邉　直美

正六位に叙する

家谷　朋吉

従六位に叙する（以上八月二十六日）

遠間　敏夫

従六位に叙する（八月二十七日）

藤田　善磨

従七位に叙する（八月二十八日）